

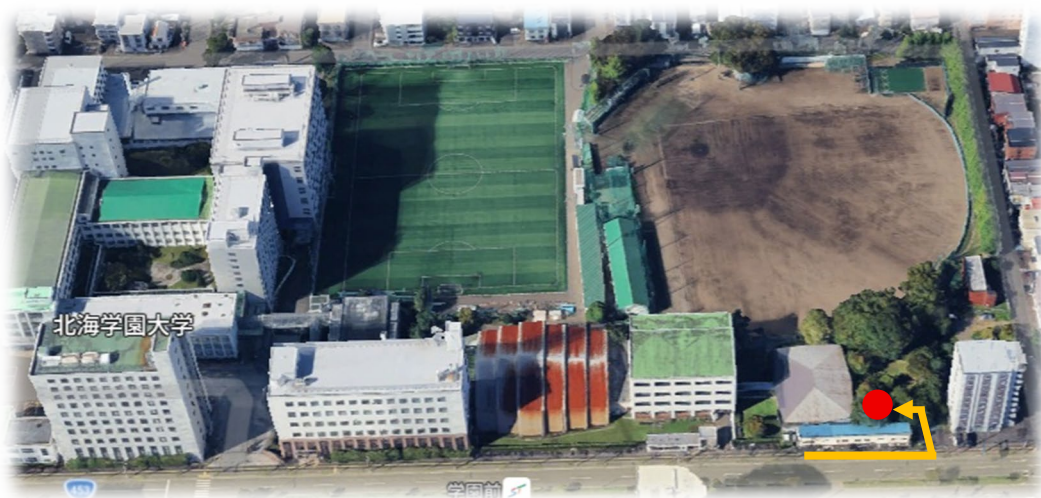
特定屋外喫煙場所の設置について

本学では、「健康増進法の一部を改正する法律」（2018 年法律第 78 号）及びこれに伴う「健康増進法施行令の一部を改正する政令」（2019 年政令第 27 号）に基づき、2019 年 7 月 1 日以降、キャンパス内をすべて禁煙（加熱式タバコ、電子タバコを含む）といたしました。2026 年 7 月 21 日より、下記のとおり、特定屋外喫煙場所を設置いたします（清田グラウンドについては 7 月 29 日より）。**キャンパス滞在中の喫煙は、必ず特定屋外喫煙場所で行ってください。**

この度の特定屋外喫煙場所の設置は、深刻化する路上喫煙を防止するための緊急避難的な措置であり、キャンパス内での喫煙を勧めるものではありません。本学の方針はあくまでキャンパス内全面禁煙であり、受動喫煙防止のために全構成員が努めるべきことに変わりはありません。**特定屋外喫煙場所以外のキャンパス内での喫煙は絶対に行わないでください。**また、キャンパス周辺の路上や公園等における喫煙はご遠慮ください。

記

■豊平キャンパス 研修施設棟 2 北側（利用時間 8:00～23:00）



■山鼻キャンパス 駐車場隅（利用時間 8:00～23:00）



■清田グラウンド 駐車場隅・テニスコートトイレ裏
(利用時間 8:00～20:00)



利用に際しての諸注意

1. 校地周辺での喫煙はご遠慮ください。
2. 防犯および火災予防のため、**防犯カメラによる録画を行っています。**
3. **必ず携帯灰皿を持参し、吸い殻は持ち帰ってください。**設置されている灰皿は、止むをえない場合にのみご使用ください。
4. たばこの空箱、ペットボトル等その他の**ごみは必ず持ち帰ってください。**喫煙場所の環境保持を心がけましょう。
5. 近隣住民の皆様や通行人、他の利用者の迷惑となるため、**会話を控えてください。**
6. 他の利用者の迷惑になるため、**しゃがみ込んでの喫煙は控えてください。**
7. 管理者の巡回時は、**管理者の指示に従ってください。**
8. 諸注意・管理者の指示に従わない場合は、**本喫煙所を閉鎖いたします。**マナーを遵守してください。

令和 8 年 7 月 17 日
北海学園大学
学長 森下 宏美